

東部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（市決定）

東部大阪都市計画土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	東部大阪都市計画事業 小路土地区画整理事業	
位 置	寝屋川市小路北町、小路南町、高宮一丁目 地内	
面 積	約 10.7ha	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	区画道路（幅員 6.5m～13.0m）を確保した計画とする。
	公 園 及び緑地	施行区域面積の 3 %以上の公園と更に緑地を併せて施行区域面積の 6 %以上を確保し、利便性と周辺環境に配慮し、適正に配置する。
	その他の 公共施設	下水道は本事業で整備し、流域下水道に接続する。雨水については、特定都市河川浸水被害対策法に基づく寝屋川市特定都市河川区域における浸水被害の防止に関する条例に定める雨水抑制施設を整備し、1 級河川讃良川及び普通河川楠根川に放流する計画である。
宅地の整備	都市計画道路大阪枚方京都線（第二京阪道路）と国道 170 号の交差点部に位置しており、交通利便性を活かした広域的な交流・物流の促進を図るため、立地条件に沿った業務施設及び商業・サービス施設等が立地する土地利用を図る。また、1 級河川讃良川や楠根川の豊かな自然環境を活かし、農地や地区周辺の環境と調和した住宅が立地する土地利用を図る。	